

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年八月十五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年三月十一日奈良県指令建第一一四―一四六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年八月六日建第一〇五二八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年八月六日建第六〇三一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室二二五番八、二二五番一一、二二五番一二、二二五番一三、二二五番一四、二二五番一五、二二五番一六、二二五番一七、二二五番一八、二二五番一九、二二五番二〇、二二五番二一、二二五番二二、二二五番二四、二二五番二五及び二二五番二六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市西石切町五丁目二番三〇号
株式会社イーストホーム 代表取締役 稲垣多喜穂

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室二二五番八
公園 葛城市東室二二五番二六
下水道 葛城市東室二二五番八の一部

一 許可番号

令和六年十二月二十七日奈良県指令建第一一四―九八号
令和七年四月三日奈良県指令建第一一四―九八―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年八月六日建第一〇五二九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年八月六日建第六〇三二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大豆越一七二番一、一七二番二の一部、一七三番一、一七三番二、一七三番五及び一七四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字大豆越一七二番一、一七二番二、一七三番一、一七三番二、一七三番五及び一七四番一の各一部

公園 桜井市大字大豆越一七三番二、一七三番五及び一七四番一の各一部

下水道 桜井市大字大豆越一七二番二の一部

水路 桜井市大字大豆越一七三番二、一七三番五及び一七四番一の各一部